

職場におけるハラスメントの防止等に関する指針について

1. 根拠

防止要綱第5条の「市長は、ハラスメントの防止等のために職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする」に基づき策定

2. 記載内容

(1) 基本方針、目的

人権・人格の尊重、相互理解、行為の禁止、防止の取り組み
⇒意識改革、被害の防止と支援 等

(2) 職員が認識すべき事項

市長、管理監督者、職員の責務
⇒良好な勤務環境の確保、ハラスメントの防止、ハラスメントへの迅速な対応、不利益取り扱いの禁止個人の尊厳の遵守 等

(3) ハラスメントの基本事項

定義、職員が特に認識すべき事項、各種ハラスメントの類型、判断基準
⇒具体例、解説等を用いて認識しやすく記載

(4) 組織として雇用管理上講ずべき措置等

周知及び啓発、研修、相談体制、懲戒処分等
⇒ホームページ等の掲載、アンケートの実施、研修の取組事項、相談窓口、厳正な対処 等